

## 千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、事業主に対し協力を求めることにより、遺体保管所等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資するため、遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。
- （2）葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする施設をいう。
- （3）エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存又は修復等の作業を行う施設をいう。
- （4）遺体保管所等 遺体保管所、葬祭場及びエンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設及び学校に併設されたものを除く。
- （5）遺体保管所等の設置 新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により、遺体保管所等を設置することをいう。
- （6）事業主 遺体保管所等を建築し、所有し、若しくは賃借により設置する者又は遺体保管所等を管理し、若しくは運営する者をいう。
- （7）近隣関係住民等 遺体保管所等の敷地境界からア又はイに規定する距離以内に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びにこれらの者が所属する町内自治会等をいう。
  - ア 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートル以下の場合 100メートル
  - イ 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える場合 その数値に10分の1を乗じて得た数値（単位はメートルとする。）
- （8）協議関係課等 遺体保管所等の設置に際し、関係する法令等の所管部署として市長が別に定めるものをいう。

### （事業主の責務）

第3条 事業主は、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるとともに、関係法令等を遵守し、次の各号に掲げる事項に適合するよう遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営を行うものとする。

- （1）遺体保管所等の設置に係る事項
  - ア 遺体保管所等の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接すること。
  - イ 遺体保管所等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とすること。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。

- ウ 敷地内の緑化の推進に努めること。
  - エ 遺体保管所等の自動車駐車場は、管理及び運営関係車両若しくは会葬者の利用する車両が、路上において駐車しないよう必要な駐車場を確保すること。
  - オ 遺体保管所等の敷地内に、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車し、ストレッチャー及びひつぎ等による遺体の搬出入作業を行うために必要な面積を確保するとともに、その作業が外部から視認されないよう配慮すること。
  - カ 遺体保管所等の施設や広告物のデザインは、周辺の街並みと調和するように努めること。
- (2) 遺体保管所等の管理及び運営に係る事項
- ア 遺体の保管は、遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じること。
  - イ 葬祭場における通夜及び告別式並びに花環の設置は、葬祭場の敷地内で行うこと。
  - ウ 遺体保管所等の敷地内で遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等、遺体又はひつぎが当該遺体保管所等の外部から視認されないよう努めること。
  - エ 葬儀等に関する音及び線香の臭いその他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備その他について対策を講じること。
  - オ 廃棄物及び排水を適正に処理すること。
  - カ 葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促すか又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内するなど、路上駐車防止策を講じること。
  - キ 遺体保管所等の管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 事業主は、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行うものとする。
- 3 事業主は、第6条第1項及び第2項の規定による説明により、近隣関係住民等から理解を得た内容を反映した遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営を行うものとする。

(遺体保管所等設置計画の届出)

- 第4条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、次条第1項の規定により標識を設置する前までに、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画（当該遺体保管所等を設置しようとする敷地に既に遺体保管所等が設置されているときは、当該既に設置されている遺体保管所等に係る事業計画を含む。以下同じ。）を遺体保管所等設置計画届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の遺体保管所等設置計画届には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 都市図、第2条第7号に規定する距離を示した図面及び遺体保管所等の用に供する部分の床面積の求積図
  - (2) 配置図、各階平面図、立面図及び断面図
  - (3) 遺体保管所等に関する維持管理計画書（様式第2号）
  - (4) 遺体保管所等維持管理責任者選任届・誓約書（様式第3号）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、協議関係課等の意見をまとめたうえ、事業主に対し、意見の有無及び意見がある場合はその意見を意見書（様式第4号）により通知す

るものとする。

- 4 事業主は、前項の意見書により意見を受けたときは、当該意見について検討し、その結果を回答書（様式第5号）により速やかに回答するものとする。

（標識の設置）

第5条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要を近隣関係住民等に周知させるため、次の各号に掲げる手続をしようとする日又は遺体保管所等を設置しようとする日のうち最も早い日の60日前までに、当該事業計画の概要を記載した標識（様式第6号）を設置するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請
- (2) 建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づく認定又は許可の申請のうち別に定めるもの
- 2 前項の規定により設置した標識は、建築基準法第89条第1項に規定する表示をする日又は第7条の規定による設置完了報告書の届出の日まで設置するものとする。
- 3 事業主は、第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

（近隣関係住民等への説明）

第6条 事業主は、前条第1項の規定により標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第3条第1項各号に定める事項について説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- 2 事業主は、前項により説明した、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第3条第1項各号に定める事項を変更したときは、近隣関係住民等に対し、その旨を説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。
- 3 事業主は、前2項の規定により説明を行ったときは、速やかにその内容を説明等報告書（様式第8号）により市長に報告するものとする。

（遺体保管所等の設置完了の届出）

第7条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の設置が完了したときは、速やかにその旨を設置完了報告書（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

（計画変更及び事業主変更）

第8条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の事業計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかにその旨を変更届（様式第10号）により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の変更届には、変更に係る内容を示した書類を添付するものとする。
- 3 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等を譲渡し、又は賃貸し、若しくは転貸する場合は、この要綱に基づき届け出た事項及び近隣関係住民等へ説明した内容について

て、譲受人又は賃借人に十分に説明し、当該譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

(勧告)

第9条 市長は、この要綱に基づき届け出た事項又は近隣関係住民等へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

(連絡会議)

第10条 市長は、この要綱の適正な実施を図るため、千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱連絡会議を設置する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に第5条第1項各号に定める手続の申請書が提出され、又は千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成7年千葉市条例第53号）第6条第2項の規定により届出書が提出されている遺体保管所等の設置及び管理運営については、この要綱の規定は適用しない。